高松音楽芸能会 会則

(名称)

第1条 本会は、高松音楽芸能会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、代表宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、能楽を中心とする文化・芸能に関する事業を行うことにより、地域文化の 振興に寄与することを目的とし、令和6年9月18日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 能楽の公演・研修会・素人会等の開催
- (2) 音楽の公演・ワークショップ・勉強会等の開催
- (3) その他地域文化に資する文化事業の開催
- (4) 地域の音楽関係者・伝統芸能従事者等の交流のための事業
- (5) ウェブサイトの制作・運営
- (6) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会登録を行った者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

- 第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。ただし、役員は会費 の納入を免除する。
 - (1) 正会員 1,000円
 - (2) 賛助会員 3,000円

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき
 - (2) 会費を2年以上納入しないとき

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 理事 1名
- 2 代表、副代表の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。
- 3 理事は、代表が指名する。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第10条 代表は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会の業務遂行について意見を述べ、役員会の議決に加わる。

(解任)

- 第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障等の事情により、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - (2) その他、解任に相当する事項が認められるとき

(報酬等)

第12条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。また、役員がこの法人の職務を行う場合における、旅費等の額については、役員会において監査する。

(総会)

第13条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則、事業等の改廃
 - (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
 - (3) 本会の解散
 - (4) 役員の選任又は解任
 - (5) その他会の運営に関する重要事項
- 3 本会の会議は、代表が召集する。
- 4 総会の議長は、代表がこれに当たる。
- 5 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録もしくはそれに代わる記録を作成する。

(役員会)

第15条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業 務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第16条 代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を 経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、4月1年に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第18条 本会の事務局は、代表宅に置く。

(会計)

第19条 本会の経費は、会費、補助金・助成金、寄付金、イベント参加料をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。
- 4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会員資格の抹消)

第20条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、役員会の議決を経て登録を

抹消することができる。

- (1) 会員と連絡が取れなくなった場合
- (2) 1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合

(委任)

第21条 この会則に定めのない事項は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

(会則の変更)

第22条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他)

第23条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この会則は、令和6年9月18日から施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

香川県高松市円座町 165-16

代表者 松岡 大輔